

ムラサキスポーツ奨学金規程

前文

本奨学金は、本学院80周年記念式典に際し、株式会社ムラサキスポーツ（会長 金山良雄氏、平澤大 schools 理事長）より、奨学金（毎年100万円）提供のお申し出をいただいた。これを感謝して、以下のように新たな奨学金制度を設け、本学院の異文化圏への留学及び語学研修に資することとする。

（名称）

第1条 この奨学金を「ムラサキスポーツ奨学金」と称する。

（目的）

第2条 本学学生の英語習得と国際理解増進を目的とし、異文化圏への留学に要する費用を援助する。

2 前項の援助する費用は、半期（6か月）分とする。

（財源）

第3条 ムラサキスポーツ奨学金（以下「奨学金」という。）は、毎年この目的のために寄贈される献金によって運用される。

（奨学金）

第4条 奨学金は、100万円を留学費用として支給する。

2 前項の奨学金は、無償給付とする。

（奨学生）

第5条 奨学生となる者は、本学に在学する学生（科目等履修生及び研究生を除く。）とする。

（応募条件）

第6条 奨学生への応募条件は、授業科目の「海外留学B」を履修する学生で、次のいずれかの条件に該当しなければならない。

（1）TOEIC（過去2年間における公開テスト又はIPテストのスコアが600点以上）

（2）TOEFL（過去2年間におけるスコアがCBT=173点、PBT=500点、IBT 61点以上）

（3）実用英語技能検定（準1級以上）

（4）通算GPAが3.0以上

（選考基準）

第7条 奨学生の選考基準は、次のとおりとする。

（1）人物について

（2）成績について

（3）志願理由書について

2 詳細は、別に「推薦選考基準内規」に定める。

（奨学生の人数）

第8条 奨学生の人数は、原則として2人とする。

（書類の提出）

第9条 奨学生志願者は、申請書類に必要事項を記入し、学長に申請する。

2 申請書類は、次のとおりとする。

（1）願書

(2) 志願理由書 (英文)

(選考委員会)

第10条 選考委員会は、グローバル委員会委員をもって構成する。

2 選考委員会の委員長は、グローバル委員会委員長をもって充てる。

(奨学生の決定)

第11条 奨学生の決定は、選考委員会で選考を行い、教授会の議を経て学長が行う。

(留学先及び期間)

第12条 留学先の決定は、教授会の議を経て学長が行う。

2 留学の期間は、半期とする。

(単位認定)

第13条 留学の期間を終了した学生には、第6条本文に定める授業科目の単位を認定することができる。

(奨学金の返還)

第14条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められた場合は、選考委員会はその事実の確認を行い、教授会の議を経て、学長が奨学金の返還を求めることができる。

(1) 学籍を失ったとき。

(2) 学業又は性行などの状況により指導の必要があると認めたとき。

(3) 傷病などのために修学の見込みがないとき。

(4) 学業成績又は性行が不良となったとき。

(5) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないとき。

(6) 奨学生願書に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をしたことが判明したとき。

(奨学生の辞退)

第15条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

(事務)

第16条 奨学生の選考等に関する事務は、大学事務部総務課国際教育連携推進室において行う。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行い、理事会に報告することとする。

(実施細目)

第18条 この規程の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。